

雇用・能力開発機構の 存廃について 【主な論点整理】

平成20年9月3日
行政改革推進本部事務局

1 法人存廃の総合的判断

基本的な視点

論点

- 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月)においては、「(雇用・能力開発機構)自体の存廃について1年を目途に検討を行う」と位置づけられており、国民の関心も高いことから、雇用保険料の無駄遣いと批判を受けてきた雇用・能力開発機構の存廃については、早期に判断を行うことが求められている。
- 法人を各業務ごとに区分し、次の観点から、改めて抜本的な見直しを図るべきではないか。
 - ① 必要性の低い業務は止める
 - ② 民間でできるものは民間で
 - ③ 地方でできるものは地方で
 - ④ 独法以外の法人、他独法で可能なら、その法人で
- 雇用・能力開発機構の業務を上記の方法で見直した後、必要な業務を担うこととなる組織のあり方についてどう考えるか。
- 労働保険特別会計(雇用保険2事業)のあり方についての抜本的な検討は必要であるが、その結論を待つまでもなく、雇用・能力開発機構の法人存廃の判断は行うべきではないか。

2 法人業務の仕分け

大胆な業務・組織の見直し

論点

- 中核的業務(職業訓練業務)とその他業務を分離して判断すべきではないか。
中核的業務については、国・地方・民間の役割分担を勘案した上で、業務の必要性の見直し、地方移管、民営化等を考えていくことが適当ではないか。
また、その他業務のみが残った場合は、敢えて独法を存続させる必要はないのではないか。
- 他の独立行政法人等への業務移管の可能性も十分に考えていくべきではないか。

【課題】

- 雇用のセーフティーネットをどう考えるか。ものづくり分野の人材育成についてはどうか。
(①地方、②中小企業等への影響など)
- 財源の扱い(地方公共団体での財源確保、民間への助成の充実等)が重要ではないか。
- 職員の雇用、配置転換等には、十分に配慮すべきではないか。
- 雇用保険料の無駄遣いの背景や原因、法人の本来の目的をどう捉え、業務の必要性の有無を判断していくべきか。

【 職業訓練業務の扱い 】

職業能力開発総合大学校

- ・ 多額の経費をかけながら、①職業訓練指導員養成という本来の目的と乖離した卒業生の進路になっているとの会計検査院の指摘や、②職業能力開発総合大学校卒業でなくても職業訓練指導員の資格取得は職業訓練指導員試験その他の方法により可能であること等を踏まえ、職業能力開発総合大学校については、単なる入学定員の削減等に止まることなく廃止といった抜本的な改革を図ることとしてはどうか。また、民営化(学校法人での運営)についてはどう考えるか。
- ・ 現職の職業訓練指導員への再研修については、他法人で担うことは可能か。

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)

- ・ 都道府県との役割分担が明確になっていない、との地方分権改革推進委員会や県知事の指摘等を踏まえ、地方移管を進めるなど、現行規模の業務が必要か否かの検討をしていけばよいのではないか。その場合、財源の移管が課題ではないか。
- ・ 離職者の再就職を支援するための職業訓練と、都道府県やハローワークで行われている職業紹介とは、各地域において、より一層、緊密に連携を強化していくとの観点で考えていくべきではないか。ハローワークによるキャリア・コンサルティングの充実も重要でないか。
- ・ 機構が現在、施設内で実施している在職者訓練・離職者訓練であっても、助成等の充実により、民間で担えるものがあるのではないか。また、他に移管することについてはどうか。

職業能力開発大学校・短期大学校(ポリテクカレッジ)

- ・ 民業圧迫との指摘や、高校卒業者の進路状況等を踏まえつつ、ポリテクセンターと同様に考えていくべきか否か。

雇用・能力開発機構から民間等への委託訓練

- ・ 離職者訓練の約7割を占める委託訓練については、より一層の拡大を進めるとともに、地方分権改革推進委員会の指摘を踏まえ、都道府県への移管を検討すべきではないか。

関連業務

- ・ 施設の委託による便宜の提供(地域職業訓練センター)については、それぞれについての費用対効果などその必要性に関する根拠等が不明確であり、必要不可欠な業務とまでは言えないのではないか。

【 その他業務の扱い 】

事業主への助成金の配分、相談業務等(都道府県センター)

- ・ 助成金の配分等は、他の法人、ハローワーク等でも実施可能か。
- ・ ジョブカードに係る「修了者証」作成のための訓練生リストの提出など、ジョブカード推進協議会からの委任を受けて実施することとなっている支援作業については、助成金業務と関連があることから、助成金業務の移管と合せて、他に移すこととしてはどうか。訓練生への生活支援(技能者育成資金)についても同様と考えてよいか。

勤労者財形業務

- ・ 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月)では業務移管を行うこととなっていることを踏まえ、勤労者生活や金融業務に関連のある法人等を移管先として考えることは、適切か。
また、教育融資業務は、実績や必要性が乏しく、廃止してよいと考えるべきか。

雇用促進住宅の売却

- ・ 勤労者財形業務と同様、他法人等に移管することは可能か。国に実物返納することについては、どうか。

3 私のしごと館の存廃

存廃判断の要因、利用方法の検討

論点

- 無駄遣いの象徴的存在と見なされており、費用投入による赤字補填をしてまでも、法人が実施すべき必須業務とまでは言えないのではないか。
- 赤字解消(減価償却費も含めて)の目途が立たず、巨額の建設コストへの批判を完全に払拭することが期待できない状況下では、業務の存続は難しいのではないか。
- 民間委託期間(2年間)終了を待たずに、廃止を判断することについて、どう考えるか。
- 建物の取り壊しはもったいない、現存しているものは仕方ない等の理由で、私のしごと館を存続させることは、行政による無駄遣い体質の容認と見なされることになるのではないか。
一方、簿価の大半が建物の資産価値であることに鑑みれば、建物の取壊しをすることなく、施設の有効利用を検討することも有意義ではないか。
- 幅広い利用方法(例えば、周辺の機関等への施設貸与、政府での内部転用、土地・建物の売却など)を、早期の廃止決定後に、一定期間をかけて検討することについて、どう考えるか。
- 利用方法について、行政内部だけの検討ではなく、民間の知見も活用した検討を行うこととしてはどうか。